○農林水産省告示第四百五十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項の規定に基づき、昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　肥料取締法第二条第二項の特殊肥料 (イ)　次に掲げる肥料で粉末にしないもの 魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨（脱こう骨を含み、牛由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を原料とする場合にあつては肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛の部位（牛由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とするものについては牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、蒸製てい角（牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）、肉かす（牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、羊毛くず、牛毛くず（牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）、粗砕石灰石 (ロ)　（略） 二　（略）	一　肥料取締法第二条第二項の特殊肥料 (イ)　次に掲げる肥料で粉末にしないもの 魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨（脱こう骨を含み、牛由来の原料を原料とする場合にあつては肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛の部位（牛由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とするものについては牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、蒸製てい角（牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、羊毛くず、牛毛くず（牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）、粗砕石灰石 (ロ)　（略） 二　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月五日から施行する。

○農林水産省告示第四百五十七号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホの規定に基づき、平成二十六年九月一日農林水産省告示第千百四十五号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　齋藤　健